

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

「厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第72号)」及び「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第86号)」の施行に伴い、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正します。

2 改正の概要

(1) 職員養成機関の名称変更

国の児童自立支援施設職員の養成機関である、「児童自立支援施設養成所」の名称が「人材育成センター」に改められたため、同条例第103条第1項(児童自立支援施設の長の資格等)の規定もこれに合わせ改正します。

(2) 乳児院等の長の資格要件の一部見直し

国の基準における、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の長の資格要件のうち、児童福祉司となる資格を有する者にあつては、従事していた期間を勘案する業務内容が「児童福祉事業」から「相談援助業務」に改められ、社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、従事していた期間を勘案する業務内容が「社会福祉事業」から「相談援助業務」に改められたため、同条例第28条第1項第4号(乳児院の長の資格等)の規定もこれに合わせ改正します。

対象	従事していた期間を勘案する業務内容	
	現行	改正後
児童福祉司となる資格を有する者	児童福祉事業	相談援助業務 (児童福祉に関する相談、助言、指導、援助業務)
社会福祉主事となる資格を有する者	社会福祉事業	

3 施行期日

2(1) 公布の日

2(2) 令和4年4月1日